

取り組みの経過

我が国の高齢化は、世界にも例を見ない速さで進んでいます。本市の令和3(2021)年3月末日現在の高齢化率は、総人口の30.2%に達し、市民の約3.3人に1人は高齢者という超高齢社会を迎えています。

このような超高齢社会を、単に高齢者が多い社会とは捉えず、市民誰もが長寿を喜び、高齢者が健やかに、また病気や身体が不自由になっても、人生をいきいきと過ごせる社会づくりが求められています。しかしながら、高齢者は働きたいという意志や能力があるにもかかわらず、高齢であるということのみをもって就労の機会が得られないなど、自己実現を図るための権利が十分に保障されているとは言えない状況にあります。

また、心身の機能の衰えなどから介護等が必要になった際に、人格やプライバシーを無視した扱いを受けたり、虐待や悪質商法、詐欺などの財産侵害を受けたりするなど、高齢者の「人間としての尊厳」が否定される問題も生じています。

国内では、平成7(1995)年に「高齢社会対策基本法」が、平成18(2006)年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行されるなど高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいをもって暮らせる社会の実現に向け、様々な施策が講じられてきました。

また、令和7(2025)年までには団塊の世代が75歳以上に達し、介護・医療費等の社会保障費の急増が懸念されています。そのような問題に備えて、本市では、令和3(2021)年3月に「第8期羽曳野市高年齢者いきいき計画」を策定し、高齢者が地域社会でいつまでも健康で活躍でき、安心して暮らせるまちづくりをめざし、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えて、地域包括ケアシステムの更なる深化に向けて様々な取り組みを推進しています。

さらに、75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症などにより介護が必要な高齢者も増え、地域において判断能力の低下した人の権利を擁護する取り組みが求められています。特に認知症対策については、令和元(2019)年6月に、国において「認知症施策推進大綱」が制定され、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」をめざし、「認知症バリアフリー」の取り組みを進めることとしています。

【国の主な動き】

昭和38(1963)年	「老人福祉法」施行
昭和46(1971)年	「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法)」施行
昭和58(1983)年	「老人保健法」施行
平成元(1989)年	「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」策定
平成6(1994)年	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行
平成7(1995)年	「高齢社会対策基本法」施行

平成12(2000)年	「介護保険制度」実施 「成年後見制度」実施
平成18(2006)年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」施行
平成20(2008)年	「高齢者の医療の確保に関する法律」（老人保健法を改正）施行
平成24(2012)年	「高齢社会対策大綱」改定
平成25(2013)年	「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行
平成30(2018)年	「高齢社会対策大綱」改定
令和元(2019)年	「認知症施策推進大綱」策定

現状と課題

今後も要介護状態や認知症等になっても、高齢者の尊厳が守られ、可能な限り自立して社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう支援するとともに、生きがい対策だけでなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できる環境づくりのための取り組みが必要です。また、介護者が孤立し、介護の負担を抱え込まないための十分な支援が求められます。

施策の方向性

① 社会活動への参画促進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	老人クラブの活性化を図り、社会活動への参加を促進するとともに、高齢者が豊富な知識や経験をいかせる環境づくりに努めます。	福祉総務課

② 雇用就業機会の拡大

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	シルバー人材センターなど関係機関と連携し、高齢者に対する経済的自立のための就労支援や、働く場の確保に努めます。	福祉総務課

③ スポーツ・レクリエーション活動の普及

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	だれでも気軽に参加できるニュースポーツを取り入れるなど、スポーツ・レクリエーション活動においてより多くの高齢者の参加をめざします。	地域包括支援課 スポーツ振興課

④ 健康づくりの推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	健康増進に関する施設の利用を促進するとともに、身近な場所にある公民館や集会所を活用して健康づくりにつながる講座を開催することにより、健康に対する意識啓発に努めます。	健康増進課 地域包括支援課
2	医師、保健師、管理栄養士などによる健康教育・相談を実施し、情報を提供するとともに、各種教室での健康づくりを行います。	健康増進課 地域包括支援課

⑤ 生活習慣病予防、疾病及び介護予防事業の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	要介護状態などとなるおそれの高い人の把握に努め、通いの場等それぞれの状態に応じた介護予防事業を紹介することにより、状態の悪化の予防に努めます。	地域包括支援課
2	生活習慣病を予防するため特定健康診査などの各種健康診査及び保健指導を実施し、疾病の予防に努めるとともに、各種がん検診を実施し、早期発見・早期治療を推進します。	保険年金課 健康増進課
3	上記健康診査などの普及啓発活動や、健康に関する相談・講座などを実施することにより、健康に関する情報を提供するとともに、各種健康診査の受診率の向上に努めます。	保険年金課 健康増進課

⑥ 高齢者の人権擁護（相談業務・支援体制の充実）

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	高齢者虐待防止法、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、被虐待者の人権に配慮し、虐待防止のための適切な措置、指導などに努めます。	地域包括支援課
2	地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、身近な相談窓口として、様々な機会をとらえて、成年後見制度や消費者問題等権利擁護業務について周知を図るとともに、関係機関との連携強化に努め、機能の充実を図ります。	地域包括支援課
3	地域包括支援センターが高齢者の虐待の通報窓口として、介護・医療・福祉等の関係機関・地域組織等と連携を図り、虐待防止のネットワークを構築します。	地域包括支援課
4	高齢者の権利擁護に関する相談や支援等が身近な地域で受けることができるよう、様々な機関や地域組織とのネットワークづくりを進めます。	地域包括支援課

No.	施策の内容・方向性	担当課
5	認知症高齢者やその家族を地域で見守っていくため、認知症地域支援推進員を増員し、その活動を周知し、相談体制の充実に努めます。	地域包括支援課

⑦ 高齢者の人権に関する啓発

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域住民や地域の関係機関・団体などに対して、高齢者を支えあう意識づくりを進めます。	地域包括支援課
2	認知症高齢者を地域で見守っていくため、認知症サポーターの養成や地域の身近な相談者である認知症地域支援推進員活動により、認知症に対する理解・啓発を進めます。	地域包括支援課
3	広報紙や市ウェブサイトを活用し、高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を著しく傷つける人権問題であることを広く市民に啓発するとともに、地域包括支援センターなどの関係機関を通じて、啓発活動を進めます。	地域包括支援課 人権推進課

⑧ 地域包括ケア体制の確立

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどの地域ケアに携わる機関が連携して、高齢者の相談業務・実態把握に努めるとともに、民生委員・児童委員や地域の関係団体などと連携を図りながら、高齢者を支える地域のネットワークを構築します。	地域包括支援課

⑨ 介護・福祉情報提供機能の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどの地域ケア関係機関を通して、積極的に介護・福祉に関する情報提供に努めるとともに、わかりやすく、見やすいパンフレットの作成、配布に努めます。	地域包括支援課

⑩ 家族介護支援事業の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	介護技術の習得や介護者の心身のリフレッシュのための取り組みを通じて、家族介護者の精神的、身体的負担軽減を図ります。	地域包括支援課

⑪ 消費生活に関する情報提供・相談・啓発活動

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、広報紙や市ウェブサイトなどに消費生活に関する情報を掲載するなど情報提供に努めます。	地域包括支援課 産業振興課
2	高齢者の消費生活相談などに適切な対応ができるよう、相談員の資質向上を図ります。	産業振興課
3	悪徳商法から高齢者の消費者被害を未然に防ぐとともに、早期発見・早期対応ができるよう、地域包括支援センターによる相談・啓発活動を進めます。	地域包括支援課

⑫ 高齢者の住まいの確保

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	高齢であることを理由に入居を拒否することのないよう、事業者などに対して啓発を進めます。	人権推進課
2	介護・介助が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、グループホームなどの地域密着型サービスの必要な整備や、多様な高齢者住宅の参入などについて、今後の市民ニーズや事業所意向、地域の実情などを勘案しながらその必要性を検討します。	高年介護課
3	高齢者の多様な生活の場として、有料老人ホーム、軽費老人ホームなどの情報提供を行います。	高年介護課 福祉指導監査課
4	高齢者や障害者の生活環境に配慮した住宅改修の相談を行います。	高年介護課

⑬ 福祉のまちづくりの推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	事業者への指導・助言を通じて、都市施設のバリアフリー化を図ることにより、「自立支援型福祉社会」の実現に努めます。	建築指導課
2	ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが安心・安全で快適に通行することができる道路環境の確保に向けた改良、舗装及び維持補修工事（陥没・轍・段差などの解消）を行います。	道路公園課
3	事業者と協力し、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、都市施設のバリアフリー化の推進に努めます。	都市計画課

⑭ 避難行動要支援者への支援体制の推進

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	地震や火事などの災害時に、一人での避難が困難な要支援者を支援するため、「避難行動要支援者台帳」を作成するなど、関係機関や校区福祉委員会、地域住民などと連携した支援体制の整備に努めます。	福祉総務課